

## 中小企業政策審議会運営規程 (案)

### (審議会の招集)

- 第一条 中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集するときは、事前に、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集の要求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

### (委員以外の者の出席)

- 第二条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。
- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

### (緊急議案)

- 第三条 審議会は出席した委員の半数以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

### (審議会の公開)

- 第四条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

### (意見提出手続)

- 第五条 審議会は、基本的な政策の樹立及び変更に係る立案並びに国民の権利義務に影響を与える新たな制度の導入及び変更に係る立案等に係る事項を審議する場合には、書面又はこれに代替する手段により専門家及び利害関係人その他広く国民から意見の提出を求めるものとする。ただし、迅速性及び緊急性を要するもの又は軽微なもの等については、この限りではない。
- 2 審議会は、関係する議題の審議に当たり、提出された意見を参考にするものとする。
- 3 意見の提出方法その他意見の取扱に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

(答申書等)

第六条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書又は建議書を作成するものとする。

(分科会の議決)

第七条 分科会長は、会長の同意を得て、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(分科会への準用)

第八条 第一条から第五条までの規定は、分科会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」、第一条第二項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第一項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第二項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属さない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(部会の設置)

第九条 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、審議会又は分科会）は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第十条 部会の議決（不服審査等の審議事項に係るものを除く。）は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）の同意を得て、審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会）の議決とすることができる。

(部会への準用)

第十一条 第一条から第五条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第一条第二項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第一項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第二項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(付託)

第十二条 会長は、経済産業大臣若しくは関係各大臣の諮問があった場合又は経済産業

大臣若しくは関係各大臣に建議しようとする場合においては、必要があると認めるときは、諮問又は建議に係る事案を分科会又は部会に付託することができる。

(小委員会の設置)

第十三条 会長(分科会に置かれる小委員会にあつては、分科会長。部会に置かれる小委員会にあつては、部会長。次項及び第三項において同じ。)は、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員がこれにあたる。
- 4 委員長は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(小委員会への準用)

第十四条 第一条から第五条までの規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「小委員会」、「会長」とあるのは「委員長」、第一条第二項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第一項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第二項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会に属さない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループの設置)

第十五条 分科会長(部会に置かれるワーキンググループにあつては、部会長。小委員会に置かれるワーキンググループにあつては、小委員長。次項及び第三項において同じ。)は、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員がこれにあたる。
- 4 座長は、当該ワーキンググループの事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員又は臨時委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(ワーキンググループへの準用)

第十六条 第一条から第五条までの規定は、ワーキンググループに準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「ワーキンググループ」、「会長」とあるのは「座長」、第一条第二項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第一項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第二項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属さない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

第十七条 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審議会に出席した委員の過半数の同意を得なければならない。

(雑則)

第十八条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。